



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正（2件）	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
○ 公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
○ 会計管理者の事務の委任の一部改正	〃
○ 出納員の事務の再委任の一部改正	〃
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 土地改良事業計画の変更を相当とする旨の決定	農 村 整 備 課
・ 二級建築士試験の実施	建 築 課
・ 木造建築士試験の実施	〃

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第8号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前		
（出納員） 第6条 会計管理者の事務を補助させるため、出納局、 <u>総務文書課</u> 、県民センター、税務課、総務事務センター、警察本部会計課、警察本部広報相談課及び教育庁教職員課並びに各かいに <u>出納員</u> を置く。 2～7 略 （会計管理者の事務の委任） 第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>総務文書課の出納員</u></td> <td><u>長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金の出納及び保管</u></td> </tr> </table>	<u>総務文書課の出納員</u>	<u>長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金の出納及び保管</u>	（出納員） 第6条 会計管理者の事務を補助させるため、出納局、県民センター、税務課、総務事務センター、警察本部会計課、警察本部広報相談課及び教育庁教職員課並びに各かいに <u>出納員</u> を置く。 2～7 略 （会計管理者の事務の委任） 第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。
<u>総務文書課の出納員</u>	<u>長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金の出納及び保管</u>		

略

(現金収納機関)

第29条 歳入として納付される現金又は現金に代えて納付される証券(以下本節において「現金等」という。)は、公金取扱銀行及び収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)において収納するほか、部局にあっては会計管理者、かい及びかいでない事務所又は事業所にあっては所属の委任出納員又は委任会計員(第9条第2項の規定により法第171条第4項の規定による事務の委任又は再委任があったものとされる者を含む。以下本節について同じ。)が収納する。ただし、部局にあって長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金は、総務文書課の委任出納員が、情報公開に関する事務に係る現金は、県民センター及び警察本部広報相談課の委任出納員又は委任会計員が、ふるさと納税寄附金及び県税の徴収に係る現金等は、税務課の委任出納員が収納する。

2 略

(指定納付受託者による納付)

第37条の3 法第231条の2の3の指定納付受託者に歳入を納付させようとする場合は、当該指定納付受託者との間に書面をもって納付事務の取扱いに関する契約等を締結しなければならない。

(私人に委託した歳入金の払込期限)

第38条 第37条及び第37条の2の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、その徴収し、又は収納した歳入を知事の指示する期日までに現金払込書(様式第10号)により公金取扱銀行に払い込み、かつ、その内容を示す計算書を知事に提出しなければならない。

2 略

別表第3 (第6条関係)

課・かい等名	職名
出納局	略
総務文書課	企画・文書班の課長補佐
略	略
各警察署	会計官(会計官を置かないときは会計課長)
略	略

別表第5 (第7条関係)

課・かい等名	職名等
出納局	略
総務文書課	総務文書課の職員(出納員を除く。)
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条、第8条及び第29条並びに別表第3及び別表第5の総務文書課の項の改正規定は、令和4年3月27日から施行する。

告 示

長崎県告示第125号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定

(平成30年長崎県告示第834号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

表中五区第1018加入区の項を削り、

「

五区第1507加入区	五区第1507号の漁業権の区域
五区第1117加入区	五区第1117号の漁業権の区域
五区第1118加入区	五区第1118号の漁業権の区域

を

「

五区第1507加入区	五区第1507号の漁業権の区域
五区第1118加入区	五区第1118号の漁業権の区域
五区第1119加入区	五区第1119号の漁業権の区域
五区第1508加入区	五区第1508号の漁業権の区域

に改め、北区第1031加入区の項及び北区第1032加入区の

項を削り、

「

北区第1502加入区	北区第1502号の漁業権の区域
対区第1000加入区	対区第1000号の漁業権の区域

を

「

北区第1502加入区	北区第1502号の漁業権の区域
北区第1142加入区	北区第1142号の漁業権の区域
北区第1143加入区	北区第1143号の漁業権の区域
北区第1505加入区	北区第1505号の漁業権の区域
対区第1000加入区	対区第1000号の漁業権の区域

に改める。

長崎県告示第126号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく真珠養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第835号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

表中南区第3037加入区の項、五区第3002加入区の項、北区第3034加入区の項、北区第3035加入区の項、北区第3045加入区の項、北区第3077加入区の項及び北区第3501加入区の項を削り、

「

北区第3119加入区	北区第3119号の漁業権の区域
対区第3000加入区	対区第3000号の漁業権の区域

を

「

北区第3119加入区	北区第3119号の漁業権の区域
北区第3120加入区	北区第3120号の漁業権の区域
北区第3121加入区	北区第3121号の漁業権の区域
北区第3122加入区	北区第3122号の漁業権の区域
北区第3123加入区	北区第3123号の漁業権の区域
北区第3502加入区	北区第3502号の漁業権の区域
対区第3000加入区	対区第3000号の漁業権の区域

に改める。

長崎県告示第127号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
平戸市第2加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業

長崎県告示第128号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行大浦中央支店、十八親和銀行大浦支店及び十八親和銀行国見中央支店については令和4年3月7日から、十八親和銀行大学病院前支店、十八親和銀行浦上駅前支店、十八親和銀行福江支店、十八親和銀行福江中央支店、十八親和銀行東彼杵支店及び十八親和銀行長崎漁港中央支店については令和4年3月22日から適用する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																									
<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行浦上駅前支店</td> <td>長崎市目覚町</td> <td>西彼福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大浦支店</td> <td>長崎市大浦町</td> <td>大浦警察署</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行福江支店</td> <td>五島市武家屋敷三丁目</td> <td>五島振興局、五島警察署、五島高等学校、五島南高等学校、奈留高等学校、五島海洋高等学校</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行浦上駅前支店	長崎市目覚町	西彼福祉事務所	略			略			十八親和銀行大浦支店	長崎市大浦町	大浦警察署	略			十八親和銀行福江支店	五島市武家屋敷三丁目	五島振興局、五島警察署、五島高等学校、五島南高等学校、奈留高等学校、五島海洋高等学校	略			名称	位置	略	略	略	略	<p>1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取扱部局又はかい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大学病院前支店</td> <td>長崎市坂本一丁目</td> <td>西彼福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行福江支店</td> <td>五島市中央町</td> <td>五島振興局、五島警察署、五島高等学校、五島南高等学校、五島海陽高等学校</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大浦中央支店</td> <td>長崎市大浦町</td> <td>大浦警察署</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行福江中央支店</td> <td>五島市武家屋敷三丁目</td> <td>奈留高等学校</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行大浦支店</td> <td>長崎市大浦町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行東彼杵支店</td> <td>東彼杵郡東彼杵町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行大学病院前支店	長崎市坂本一丁目	西彼福祉事務所	略			十八親和銀行福江支店	五島市中央町	五島振興局、五島警察署、五島高等学校、五島南高等学校、五島海陽高等学校	略			十八親和銀行大浦中央支店	長崎市大浦町	大浦警察署	略			十八親和銀行福江中央支店	五島市武家屋敷三丁目	奈留高等学校	略			名称	位置	略	略	十八親和銀行大浦支店	長崎市大浦町	略	略	十八親和銀行東彼杵支店	東彼杵郡東彼杵町
名称	位置	取扱部局又はかい																																																																								
略																																																																										
十八親和銀行浦上駅前支店	長崎市目覚町	西彼福祉事務所																																																																								
略																																																																										
略																																																																										
十八親和銀行大浦支店	長崎市大浦町	大浦警察署																																																																								
略																																																																										
十八親和銀行福江支店	五島市武家屋敷三丁目	五島振興局、五島警察署、五島高等学校、五島南高等学校、奈留高等学校、五島海洋高等学校																																																																								
略																																																																										
名称	位置																																																																									
略	略																																																																									
略	略																																																																									
名称	位置	取扱部局又はかい																																																																								
略																																																																										
十八親和銀行大学病院前支店	長崎市坂本一丁目	西彼福祉事務所																																																																								
略																																																																										
十八親和銀行福江支店	五島市中央町	五島振興局、五島警察署、五島高等学校、五島南高等学校、五島海陽高等学校																																																																								
略																																																																										
十八親和銀行大浦中央支店	長崎市大浦町	大浦警察署																																																																								
略																																																																										
十八親和銀行福江中央支店	五島市武家屋敷三丁目	奈留高等学校																																																																								
略																																																																										
名称	位置																																																																									
略	略																																																																									
十八親和銀行大浦支店	長崎市大浦町																																																																									
略	略																																																																									
十八親和銀行東彼杵支店	東彼杵郡東彼杵町																																																																									

略	略	略	略
略	略	十八親和銀行浦上駅前支店	長崎市目覚町
略	略	略	略
略	略	十八親和銀行長崎漁港中央支店	長崎市京泊町
略	略	略	略
略	略	十八親和銀行国見中央支店	雲仙市国見町
略	略	略	略
3及び4 略		3及び4 略	

長崎県告示第129号

会計管理者の事務の委任（平成11年長崎県告示第496号の19）の一部を次のように改正し、令和4年3月27日から適用する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
<p>〔出納長の事務の委任〕（平成9年長崎県告示第621号の2）の全部を次のように改正し、平成11年4月1日から適用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金の出納及び保管</td> <td>総務文書課出納員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金の出納及び保管	総務文書課出納員	略		<p>〔出納長の事務の委任〕（平成9年長崎県告示第621号の2）の全部を次のように改正し、平成11年4月1日から適用する。</p> <p>略</p>
長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金の出納及び保管	総務文書課出納員				
略					

長崎県告示第130号

出納員の事務の再委任（昭和48年長崎県告示第309号）の一部を次のように改正し、令和4年3月4日から適用する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>出納員の事務の再委任をした告示（昭和45年長崎県告示第861号）の全部を次のように改正し、昭和48年4月1日から適用する。</p> <p>次の表の左欄に掲げる課又は事務所等の出納員が会計管理者から委任された事務のうち、歳入金の収納及び記録管理に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、同表右欄に掲げる職にある会計員に委任させた。</p> <table border="1"> <tr> <td>警察本部広報相談課</td> <td>情報公開センター長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	警察本部広報相談課	情報公開センター長	略		<p>出納員の事務の再委任をした告示（昭和45年長崎県告示第861号）の全部を次のように改正し、昭和48年4月1日から適用する。</p> <p>次の表の左欄に掲げる課又は事務所等の出納員が会計管理者から委任された事務のうち、歳入金の収納及び記録管理に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、同表右欄に掲げる職にある会計員に委任させた。</p> <table border="1"> <tr> <td>警察本部広報相談課</td> <td>情報公開室長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	警察本部広報相談課	情報公開室長	略	
警察本部広報相談課	情報公開センター長								
略									
警察本部広報相談課	情報公開室長								
略									

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条

第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 意見書の概要
 - 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
 - 縦覧期間
公告の日から1月間
 - 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、大野地区土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
 - 変更定款の写し
- 縦覧期間
令和4年3月4日から令和4年3月24日まで
- 縦覧場所
平日： 平戸市役所農林水産部農林課
土日祝日： 平戸市役所警備員室

二級建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 試験の日時及び場所
※壱岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市会場で受験することが出来る。

試験日	科目	時間	試験場所
令和4年7月3日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24） 長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）

令和4年9月11日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県庁（長崎市尾上町3-1）
--------------	------	-------------------	-----------------

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和4年4月1日（金）午前10時から令和4年4月14日（木）午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/> 以下同様。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットでの受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和4年4月6日（水）までにセンターに申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年又は令和3年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年若しくは令和3年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの、以下同様。）については、原則として、令和4年6月17日（金）頃から、受験資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として令和4年6月17日（金）頃、受験有資格者に発送する。

5 合格者の発表、合否の通知及び合否判定基準の公表

令和4年12月1日（木）に発表（予定）する。「学科の試験」については、令和4年8月23日（火）に発表（予定）する。合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」を通知する。また、合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンターのホームページ等に公表する。

6 受験手数料

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）に定める金額（18,500円）

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和4年6月8日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

木造建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年木造建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

※壱岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市会場で受験することが出来る。

試験日	科目	時間	試験場所
令和4年7月24日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）
令和4年10月9日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

- (1) 受験申込受付期間及び時間
令和4年4月1日（金）午前10時から令和4年4月14日（木）午後4時まで
- (2) 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/> 以下同様。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。
なお、インターネットでの受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和4年4月6日（水）までにセンターに申し出ること。
- 3 「学科の試験」の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、令和2年又は令和3年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年若しくは令和3年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。
- 4 受験票の交付等
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの、以下同様。）については、原則として、令和4年6月17日（金）頃から、受験資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ）
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として令和4年6月17日（金）頃、受験有資格者に発送する。
- 5 合格者の発表、合否の通知及び合否判定基準の公表
令和4年12月1日（木）に発表（予定）する。「学科の試験」については、令和4年9月6日（火）に発表（予定）する。合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」を通知する。また、合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンターのホームページ等に公表する。
- 6 受験手数料
長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）に定める金額（18,500円）
- 7 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和4年6月8日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号株式会社
寺クイ
田クブ
宏リン
弥ト